



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)…二

○都立有料施設の入場券の様式変更……………(建設局公園緑地部公園課)…六

告示(公)

○警察署協議会委員の委嘱……………八

公告

○特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(水道局)…二

告示

●東京都告示第七百九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十一日

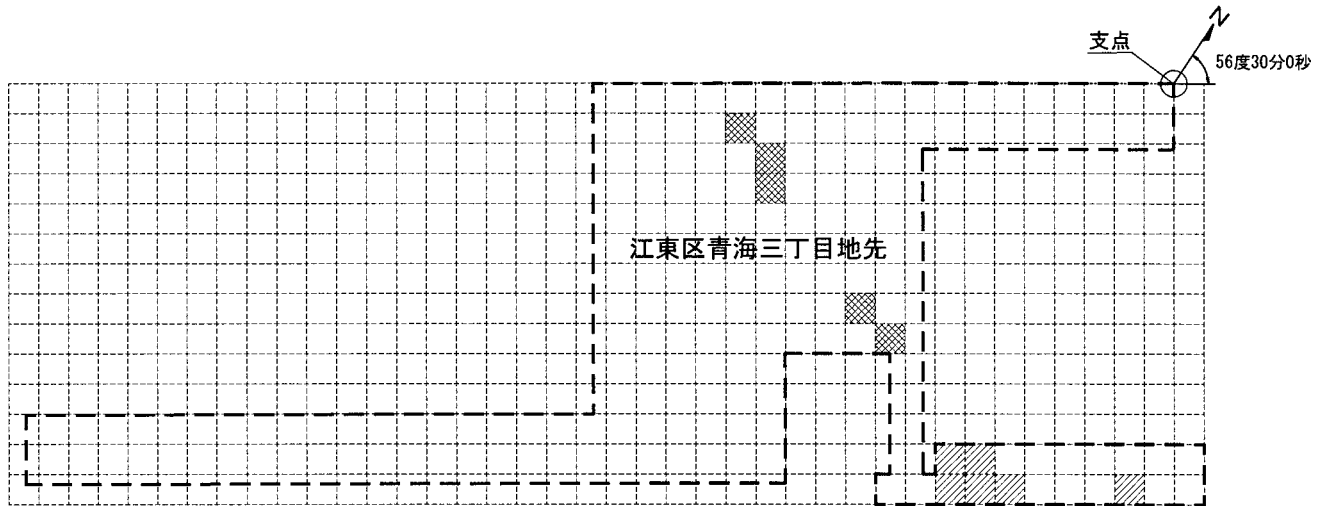
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区青海三丁目地先地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八條第四項第十一号に該当する。

別図



【凡例】

- 単位区画
- - - - 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1543号により指定した区域)

【支点】

支点の位置は  
 X=-44050.810  
 Y=-2533.243  
 とする。

※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律 (平成13年法律第53号) 附則第2条の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (56度30分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 (一) 路線名 神田白山
- (二) 変更の区間 文京区湯島三丁目一番十九地先
- (三) 変更の概要 別図表示①のとおり
- 二 (一) 路線名 本郷亀戸
- (二) 変更の区間 文京区湯島三丁目一番十三地先から同所同番十九地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示②のとおり

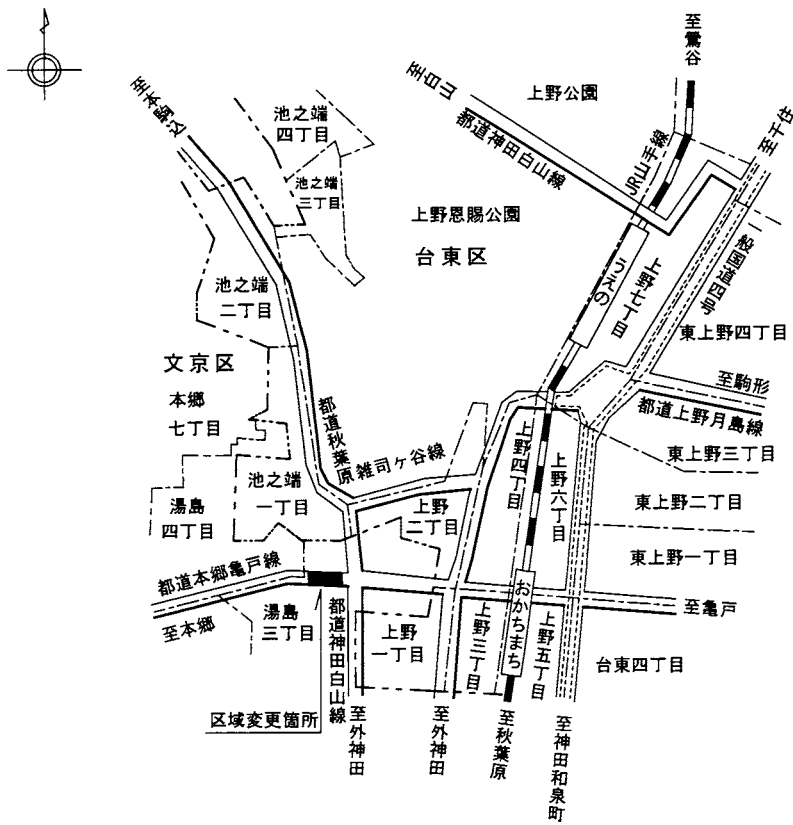
別図

都道神田白山線  
都道本郷亀戸線

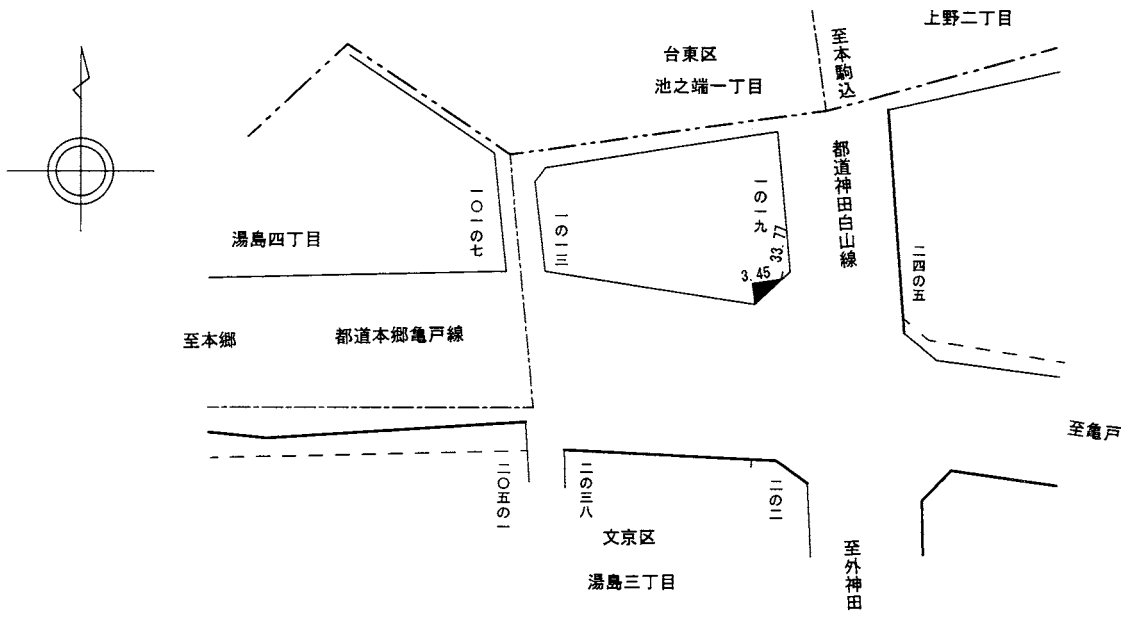
区域変更略図

文京区湯島三丁目地内

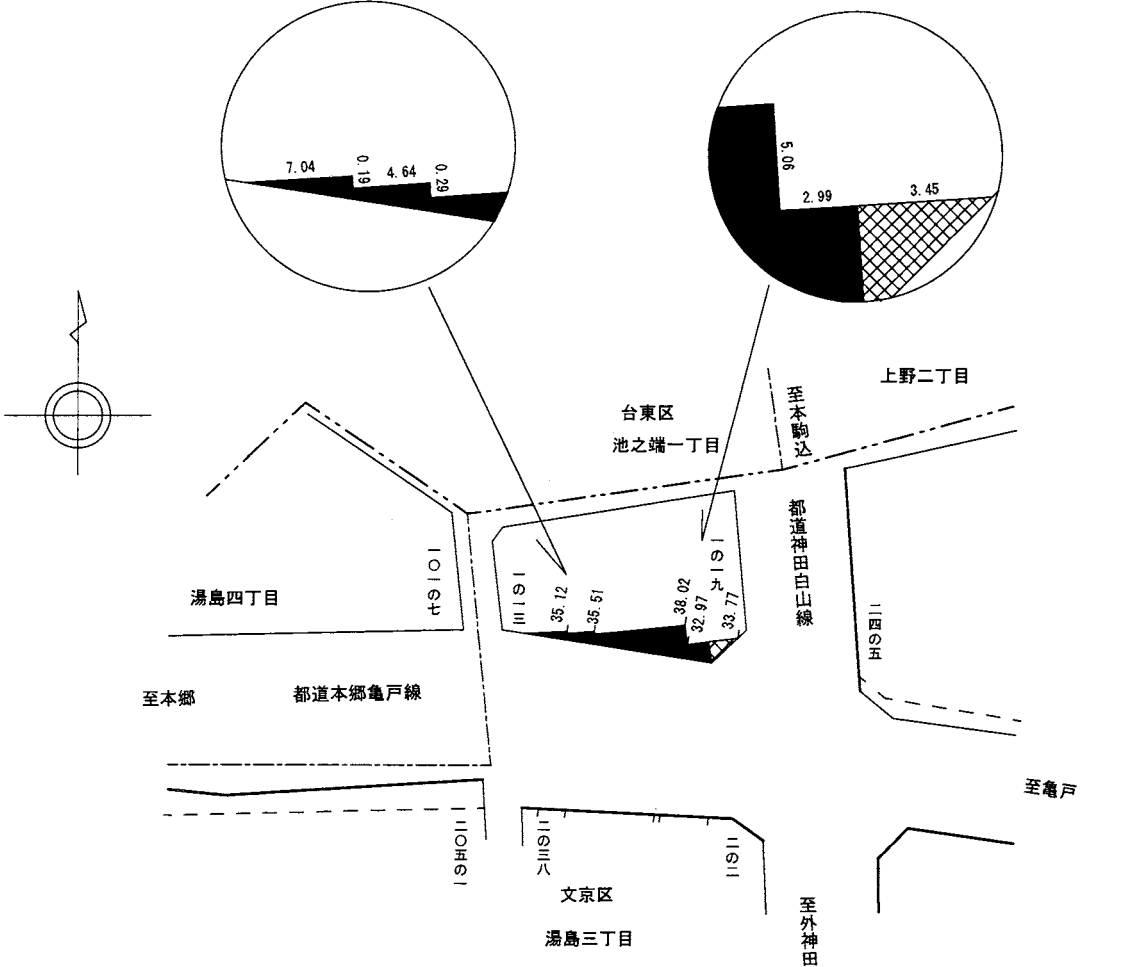
- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域
- ① 都道神田白山線
  - 延長 三・三七メートル
  - 面積 四・七七平方メートル
- ② 都道本郷亀戸線
  - 延長 四〇・二六メートル
  - 面積 一三〇・〇六平方メートル
- 重用編入区域
- ② 都道本郷亀戸線 (都道神田白山線との重用編入)
  - 延長 三・三七メートル
  - 面積 四・七七平方メートル
- 計画線



① 都道神田白山線



② 都道本郷亀戸線



別図

都道千代田練馬田無線区域変更略図  
練馬区石神井町三丁目地内

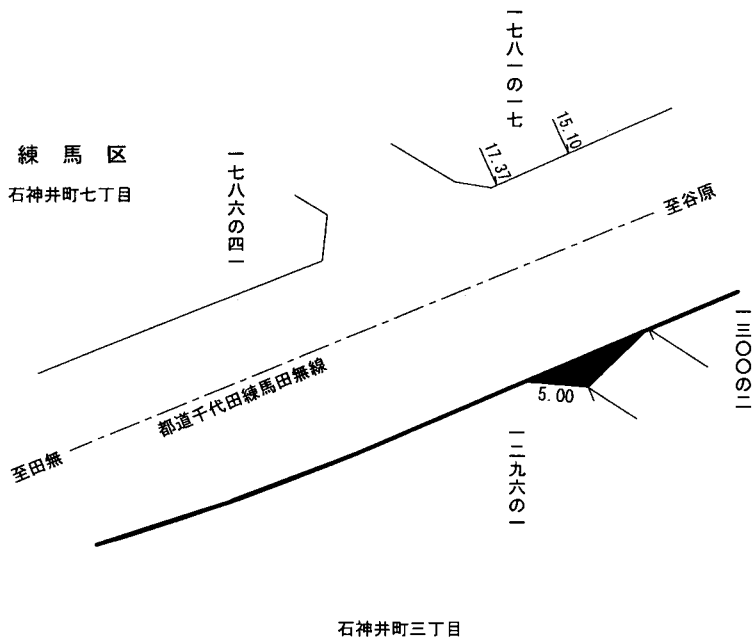
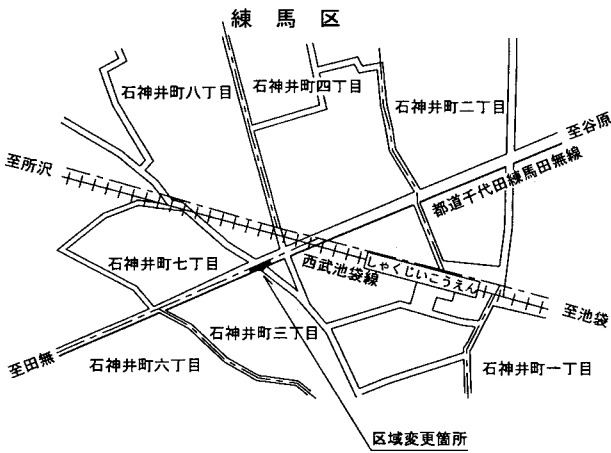
●東京都告示第七百九十八号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
する。  
平成二十九年十二月十一日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名 千代田練馬田無

二 変更の区間 練馬区石神井町三丁目千三百番二地先か  
ら同所千二百九十六番一地内まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 一〇・五メートル  
面積 一・二・四二平方メートル



●東京都告示第七百九十九号

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)第十二条第四項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第千四百三十七号で定めた次の有料施設の入場券を別記のように改め、平成二十九年十二月十二日から施行する。

この告示の施行の際、平成二十八年東京都告示第千四百三十七号で定めた様式による入場券で、現に残存するものは、なお使用することができる。

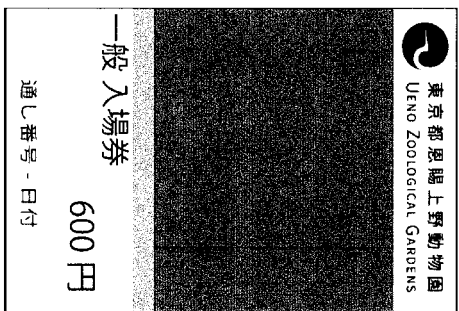
平成二十九年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 恩賜上野動物園入場券 一般個人用
- 二 恩賜上野動物園入場券 一般団体用
- 三 恩賜上野動物園入場券 六十五歳以上個人用
- 四 恩賜上野動物園入場券 六十五歳以上団体用
- 五 恩賜上野動物園入場券 中学生個人用
- 六 恩賜上野動物園入場券 中学生団体用

別記

1 恩賜上野動物園入場券 一般個人用 (表面)



(裏面)

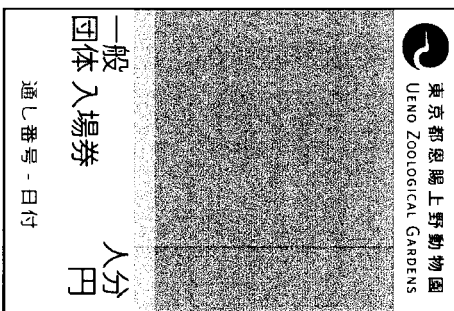
**ご案内**

- ・犬、猫等ペットの持込みはご遠慮願います。補助犬等の入園は可能です。
- ・動物動物、カラス、ハト等に餌を与えないでください。
- ・園内は禁煙です。
- ・入場料の払戻し及び入場券の再発行はできません。

**ATTENTION**

- ・ Pets are not permitted into the zoo except for guide dogs and medical assistance dogs.
- ・ Do not feed the zoo animals, or any wild birds in the zoo.
- ・ Smoking is not permitted in the zoo.
- ・ No refunds are available for zoo tickets. No replacement for lost tickets.

2 恩賜上野動物園入場券 一般団体用 (表面)



(裏面)

**ご案内**

- ・犬、猫等ペットの持込みはご遠慮願います。補助犬等の入園は可能です。
- ・動物動物、カラス、ハト等に餌を与えないでください。
- ・園内は禁煙です。
- ・入場料の払戻し及び入場券の再発行はできません。

**ATTENTION**

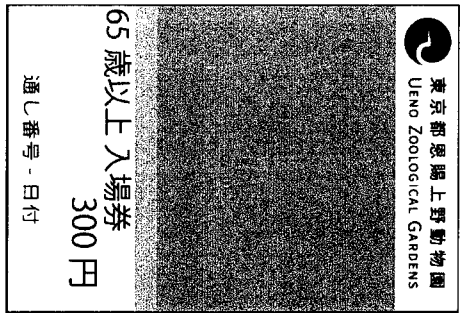
- ・ Pets are not permitted into the zoo except for guide dogs and medical assistance dogs.
- ・ Do not feed the zoo animals, or any wild birds in the zoo.
- ・ Smoking is not permitted in the zoo.
- ・ No refunds are available for zoo tickets. No replacement for lost tickets.

縦 8.50センチメートル 横 5.75センチメートル

表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することがある。

裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することがある。

3 恩賜上野動物園入場券 65歳以上個人用  
(表面)



(裏面)

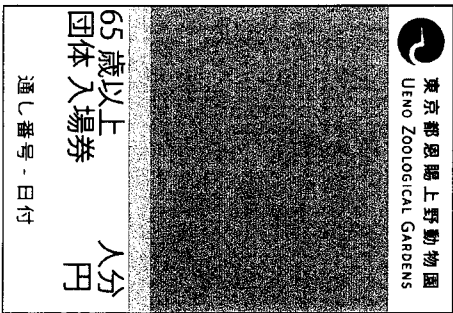
**ご案内**

- ・犬、猫等ペットの持込みはご遠慮願います。補助犬などの入園は可能です。飼育動物、カラス、ハト等に餌を与えないでください。
- ・園内は禁煙です。
- ・入場料の払戻し及び入場券の再発行はできません。

**ATTENTION**

- ・Pets are not permitted into the zoo except for guide dogs and medical assistance dogs.
- ・Do not feed the zoo animals, or any wild birds in the zoo.
- ・Smoking is not permitted in the zoo.
- ・No refunds are available for zoo tickets. No replacement for lost tickets.

4 恩賜上野動物園入場券 65歳以上団体用  
(表面)



(裏面)

**ご案内**

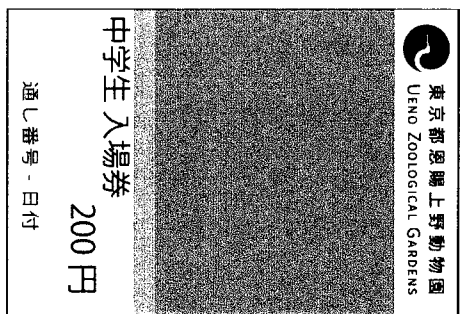
- ・犬、猫等ペットの持込みはご遠慮願います。補助犬などの入園は可能です。飼育動物、カラス、ハト等に餌を与えないでください。
- ・園内は禁煙です。
- ・入場料の払戻し及び入場券の再発行はできません。

**ATTENTION**

- ・Pets are not permitted into the zoo except for guide dogs and medical assistance dogs.
- ・Do not feed the zoo animals, or any wild birds in the zoo.
- ・Smoking is not permitted in the zoo.
- ・No refunds are available for zoo tickets. No replacement for lost tickets.

- ・縦 8.50センチメートル 横 5.75センチメートル
- ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することがある。
- ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することがある。

5 恩賜上野動物園入場券 中学生個人用  
(表面)



(裏面)

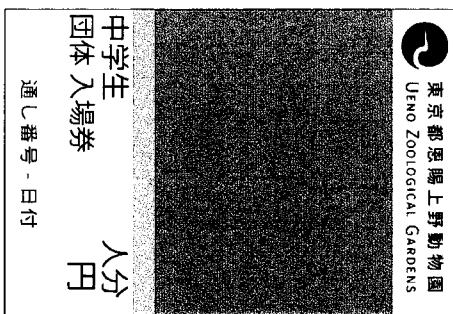
**ご案内**

- ・犬、猫等ペットの持込みはご遠慮願います。補助犬などの入園は可能です。飼育動物、カラス、ハト等に餌を与えないでください。
- ・園内は禁煙です。
- ・入場料の払戻し及び入場券の再発行はできません。

**ATTENTION**

- ・Pets are not permitted into the zoo except for guide dogs and medical assistance dogs.
- ・Do not feed the zoo animals, or any wild birds in the zoo.
- ・Smoking is not permitted in the zoo.
- ・No refunds are available for zoo tickets. No replacement for lost tickets.

6 恩賜上野動物園入場券 中学生団体用  
(表面)



(裏面)

**ご案内**

- ・犬、猫等ペットの持込みはご遠慮願います。補助犬などの入園は可能です。飼育動物、カラス、ハト等に餌を与えないでください。
- ・園内は禁煙です。
- ・入場料の払戻し及び入場券の再発行はできません。

**ATTENTION**

- ・Pets are not permitted into the zoo except for guide dogs and medical assistance dogs.
- ・Do not feed the zoo animals, or any wild birds in the zoo.
- ・Smoking is not permitted in the zoo.
- ・No refunds are available for zoo tickets. No replacement for lost tickets.

- ・縦 8.50センチメートル 横 5.75センチメートル
- ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することがある。
- ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することがある。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第402号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、平成29年11月24日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成29年12月11日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

警察署協議会名 氏名

警視庁築地警察署協議会 芦崎 元康

警視庁綾瀬警察署協議会 岡田 正徳

警視庁葛飾警察署協議会 望月 浩史

警視庁町田警察署協議会 田中 秀樹

公告

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

一名称

特定非営利活動法人開発教育協会

二 代表者の氏名

上條 直美

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館三階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十九年十月三日

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

アトレ上野

二 店舗所在地

台東区上野七丁目一番一号

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の店舗名

上野駅高架下商業施設

六 変更後の店舗名

アトレ上野

七 変更を行った設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

八 変更前の設置者名

東京圏駅ビル開発株式会社

九 変更後の設置者名

株式会社アトレ

十 変更前の設置者住所

北区東田端二丁目二十番六十八号(東日本旅客鉄道株式会社)ほか

十一 変更後の設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号(東日本旅客鉄道株式会社)ほか

十二 変更前の設置者の代表者名

須田 征男(東日本旅客鉄道株式会社)ほか

十三 変更後の設置者の代表者名

富田 哲郎(東日本旅客鉄道株式会社)ほか

十四 変更前の小売業者の氏名又は名称

台東区ほか十九名

十五 変更後の小売業者の氏名又は名称

川辺株式会社ほか十三名

十六 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社明正堂ほか三名

十七 変更前の小売業者の住所

豊島区目白三丁目二十五番十一号(ブルーブルーエジヤパン株式会社)

十八 変更後の小売業者の住所

渋谷区神山町十一番九号(ブルーブルーエジヤパン株式会社)



|     |                   |   |    |                 |   |    |                   |   |
|-----|-------------------|---|----|-----------------|---|----|-------------------|---|
| 十九  | 変更前の小売業者の代表者名     | 木村 一雄 (株式会社明正堂) ほか  | 十九 | 変更前の小売業者の住所     | 中央区日本橋室町一丁目十三番七号 (株式会社文明堂東京) ほか                                       | 九  | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ウエルカムほか三名   |
| 二十  | 変更後の小売業者の代表者名     | 木村 誠一 (株式会社明正堂) ほか  | 十一 | 変更後の小売業者の住所     | 新宿区新宿一丁目十七番十一号 (株式会社文明堂東京) ほか   | 十  | 変更前の小売業者の住所       | 港区赤坂七丁目五番三十四号 (株式会社ディーンアンドデルーカジャパン) ほか                                |
| 二十一 | 変更日               | 平成二十九年十一月十三日ほか  | 十二 | 変更前の小売業者の代表者名   | 友近 忠夫 (株式会社ドンク) ほか  | 十一 | 変更後の小売業者の代表者名     | 中土 忠 (株式会社ドンク) ほか   |
| 二十二 | 届出日               | 平成二十九年十一月十四日  | 十三 | 変更後の小売業者の代表者名   | 平成二十九年六月二十九日ほか  | 十二 | 変更前の小売業者の住所       | 平成二十九年十一月十四日  |
| 二十三 | 縦覧場所              | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)                                    | 十四 | 変更日             | 平成二十九年十一月十四日  | 十三 | 変更後の小売業者の代表者名     | 横川 紀夫 (株式会社ディーンアンドデルーカジャパン) ほか  |
| 二十四 | 縦覧期間              | 平成二十九年十二月十一日から平成三十年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。 | 十五 | 届出日             | 平成二十九年十一月十四日  | 十四 | 変更前の小売業者の代表者名     | 横川 正紀 (株式会社ウエルカム) ほか  |
| 二十五 | 縦覧時間              | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。                                 | 十六 | 縦覧場所            | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)                                    | 十五 | 届出日               | 平成二十九年十一月十四日  |
| 一   | 店舗名               | アトレ秋葉原  | 十七 | 縦覧期間            | 平成二十九年十二月十一日から平成三十年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。 | 十六 | 縦覧場所              | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)                                    |
| 二   | 店舗所在地             | 千代田区外神田一丁目十七番六号   | 十八 | 縦覧時間            | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。                                 | 十七 | 縦覧期間              | 平成二十九年十二月十一日から平成三十年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。 |
| 三   | 設置者名              | 株式会社アトレ   | 一  | 店舗名             | アトレ品川   | 十八 | 縦覧時間              | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。                                 |
| 四   | 設置者住所             | 渋谷区恵比寿四丁目一番十八番  | 二  | 店舗所在地           | 港区港南二丁目十八番一号  | 一  | 店舗名               | アトレ亀戸   |
| 五   | 変更前の設置者の代表者名      | 小暮 和之   | 三  | 設置者名            | 東日本旅客鉄道株式会社   | 二  | 店舗所在地             | 江東区亀戸五丁目一番一号  |
| 六   | 変更後の設置者の代表者名      | 一ノ瀬 俊郎  | 四  | 設置者住所           | 渋谷区代々木二丁目二番二号   | 三  | 設置者名              | 東日本旅客鉄道株式会社   |
| 七   | 変更前の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社ドンクほか三十九名   | 五  | 変更前の設置者の代表者名    | 清野 智  | 四  | 設置者住所             | 渋谷区代々木二丁目二番二号   |
| 八   | 変更後の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社ドンクほか四十一名   | 六  | 変更後の設置者の代表者名    | 富田 哲郎   | 五  | 変更前の設置者の代表者名      | 清野 智  |
| 九   | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ドンクほか十五名  | 七  | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ディーンアンドデルーカジャパンほか十名   | 四  | 設置者住所             | 渋谷区代々木二丁目二番二号   |
|     |                   |   | 八  | 変更後の小売業者        | 株式会社ウエルカムほか十三名  | 三  | 設置者名              | 東日本旅客鉄道株式会社   |

|    |                   |   |    |                   |   |
|----|-------------------|---|----|-------------------|---|
| 六  | 変更後の設置者の代表者名      | 富田 哲郎   | 三  | 設置者名              | 東日本旅客鉄道株式会社   |
| 七  | 変更前の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社サンメリーほか九十名  | 四  | 設置者住所             | 渋谷区代々木二丁目二番二号   |
| 八  | 変更後の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社セントラルフーズほか八十七名  | 五  | 変更前の店舗名           | 大井町駅ビル  |
| 九  | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社セントラルフーズほか十五名   | 六  | 変更後の店舗名           | アトレ大井町  |
| 十  | 変更前の小売業者の住所       | 中央区日本橋人形町三丁目八番一<br>号(株式会社京樽) ほか   | 七  | 変更前の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社成城石井ほか五十九名  |
| 十一 | 変更後の小売業者の住所       | 中央区日本橋箱崎町三十六番二<br>号(株式会社京樽) ほか  | 八  | 変更後の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社成城石井ほか六十一名  |
| 十二 | 変更前の小売業者の代表者名     | 辻本 邦孝(株式会社セントラル<br>フーズ) ほか  | 九  | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社グリーンハウスフーズほ<br>か十二名   |
| 十三 | 変更後の小売業者の代表者名     | 原田 清(株式会社セントラルフ<br>ーズ) ほか   | 十  | 変更前の小売業者の住所       | 新宿区西新宿三丁目七番一号(株<br>式会社グリーンハウスフーズ) ほか  |
| 十四 | 変更日               | 平成二十九年四月一日ほか  | 十一 | 変更後の小売業者の住所       | 新宿区西新宿三丁目二十番二号<br>(株式会社グリーンハウスフーズ) ほか   |
| 十五 | 届出日               | 平成二十九年十一月十四日  | 十二 | 変更前の小売業者の代表者名     | 馬場 祥宏(山和食品株式会社)<br>ほか   |
| 十六 | 縦覧場所              | 東京都産業労働局商工部地域産業<br>振興課(新宿区西新宿二丁目八番<br>一号)   | 十三 | 変更後の小売業者の代表者名     | 松本 太一(山和食品株式会社)<br>ほか   |
| 十七 | 縦覧期間              | 平成二十九年十二月十一日から平<br>成三十年四月十一日まで。ただし、<br>東京都の休日に関する条例(平成<br>元年東京都条例第十号)に定める<br>休日を除く。 | 十四 | 変更日               | 平成二十九年十一月十三日ほか  |
| 十八 | 縦覧時間              | 午前九時三十分から午後四時三十<br>分まで。ただし、正午から午後一<br>時までを除く。                                       | 十五 | 届出日               | 平成二十九年十一月十四日  |
| 一  | 店舗名               | アトレ大井町  | 十六 | 縦覧場所              | 東京都産業労働局商工部地域産業<br>振興課(新宿区西新宿二丁目八番<br>一号)   |
| 二  | 店舗所在地             | 品川区大井一丁目二番一号ほか  | 十七 | 縦覧期間              | 平成二十九年十二月十一日から平<br>成三十年四月十一日まで。ただし、<br>東京都の休日に関する条例(平成<br>元年東京都条例第十号)に定める<br>休日を除く。 |
|    |                   |   | 十八 | 縦覧時間              | 午前九時三十分から午後四時三十<br>分まで。ただし、正午から午後一<br>時までを除く。                                       |
|    |                   |   | 一  | 店舗名               | アトレ吉祥寺  |
|    |                   |   | 二  | 店舗所在地             | 武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二<br>十四号  |
|    |                   |   | 三  | 設置者名              | 株式会社アトレ   |
|    |                   |   | 四  | 設置者住所             | 渋谷区恵比寿四丁目一番十八号  |
|    |                   |   | 五  | 変更前の設置者の代表者名      | 石司 次男   |
|    |                   |   | 六  | 変更後の設置者の代表者名      | 一ノ瀬 俊郎  |
|    |                   |   | 七  | 変更前の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社ハイネットほか百七十名   |
|    |                   |   | 八  | 変更後の小売業者の氏名又は名称   | 株式会社ベストラインズほか百七<br>十三名  |
|    |                   |   | 九  | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ワールドほか三十名   |
|    |                   |   | 十  | 変更前の小売業者の住所       | 千代田区丸の内二丁目九番二号<br>(株式会社アダストリア) ほか   |
|    |                   |   | 十一 | 変更後の小売業者の住所       | 渋谷区渋谷二丁目二十一番一号<br>(株式会社アダストリア) ほか   |
|    |                   |   | 十二 | 変更前の小売業者の代表者名     | 寺井 秀藏(株式会社ワールド)<br>ほか   |
|    |                   |   | 十三 | 変更後の小売業者の代表者名     | 上山 健二(株式会社ワールド)<br>ほか   |
|    |                   |   | 十四 | 変更日               | 平成二十九年七月三日ほか  |
|    |                   |   | 十五 | 届出日               | 平成二十九年十一月十四日  |
|    |                   |   | 十六 | 縦覧場所              | 東京都産業労働局商工部地域産業<br>振興課(新宿区西新宿二丁目八番<br>一号)   |
|    |                   |   | 十七 | 縦覧期間              | 平成二十九年十二月十一日から平<br>成三十年四月十一日まで。ただし、<br>東京都の休日に関する条例(平成<br>元年東京都条例第十号)に定める<br>休日を除く。 |

元年東京都条例第十号)に定める  
 休日を除く。  
 十八 縦覧時間  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 立川共同ビルディング
- 二 店舗所在地 立川市曙町二丁目五番一号
- 三 設置者名 岩崎倉庫株式会社ほか九名
- 四 設置者住所 立川市曙町二丁目四十二番一号ほか
- 五 変更前の開店時刻 午前十時
- 六 変更後の開店時刻 午前十時。ただし、十二月三十一

七 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
 とができる時間帯  
 日に限り午前九時  
 午前九時三十分から午後八時三十分まで。ただし、年間三十日に限り午前九時三十分から午後九時まで

八 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
 とができる時間帯  
 午前九時三十分から午後八時三十分まで。ただし、年間三十日に限り午前九時三十分から午後九時まで、十二月三十一日に限り利用開始午前八時三十分から。

九 変更日 平成二十九年十二月二十日

十 届出日 平成二十九年十月二十四日

十一 縦覧場所  
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間  
 平成二十九年十二月十一日から平成三十年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年十二月十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

九三二〇 あすなる 毎沢 智幸 板橋区蓮根 平成二十九年八月三十一日

四〇一〇 有限会社 さがら設備工事東京支店 相楽 柁四郎 東久留米市 神宝町二丁目七番十一号 同年九月三十日

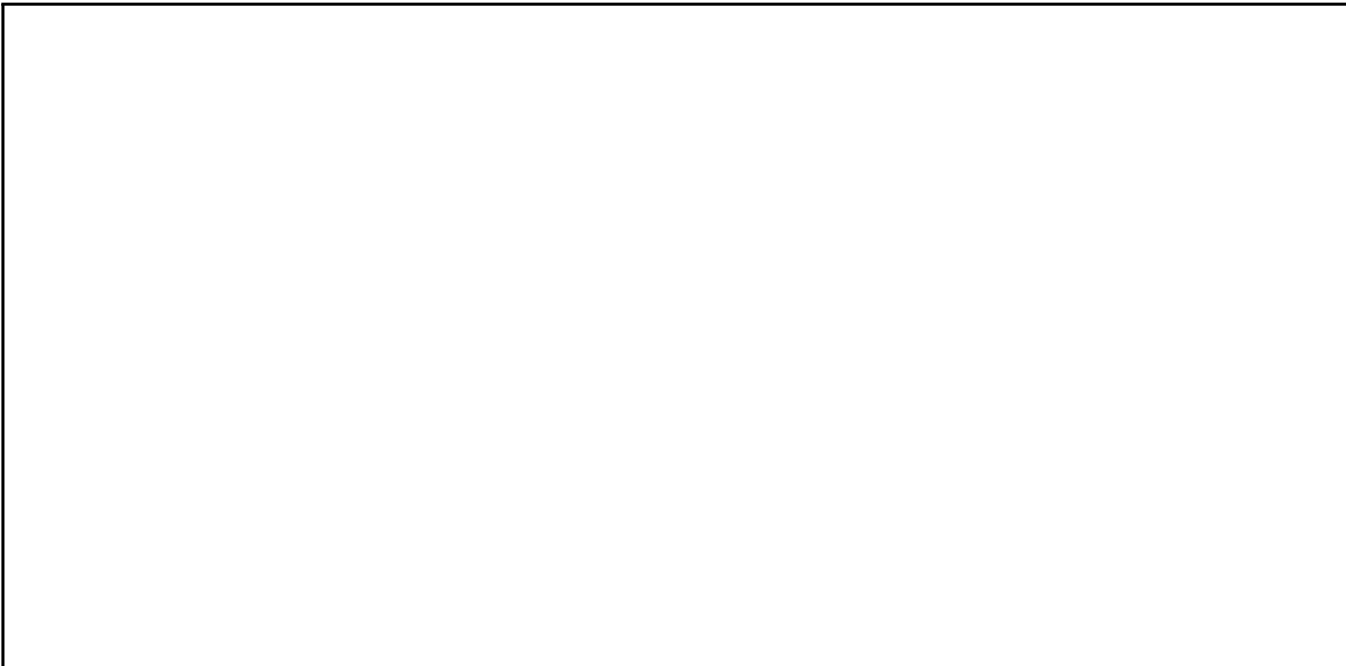
九五四四 株式会社 ソルト館 久我 善子 小金井市本町五丁目九番五号 同年十月十日

八八四四 春山設備工業 春山 孝 青梅市梅郷三丁目七百八十一番地の一 同月二十三日

八九九二 上杉水道工事店 吉住 剛史 足立区綾瀬三丁目十八番二十二号 同日

九一四四 竹内住設 竹内 義幸 埼玉県新座市馬場四丁目七番十七号 平成二十九年十月三十一日

号 二〇六



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001